明治三十二年五月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号外）

独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○文部科学省が所管する分野における認定個人情報保護団体の認定等に関する指針を定める件（文部科学八六）　一

〔公告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　三

特殊法人等
日本放送協会入札、司法書士名簿登録等、弁理士登録、公文書等の管理に関する株式会社日本政策金融公庫関係　三

地方公共団体
教育職員免許状失効、公示送達関係　四

会社その他

会社決算公告　三七

告示

○文部科学省告示第八十六号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）に基づく認定個人情報保護団体の業務を行おうとする民間団体による個人情報保護の取組を推進するため、文部科学省が所管する分野における認定個人情報保護団体の認定等に関する指針を次のとおり定める。

平成二十五年六月十日　文部科学大臣　下村　博文

文部科学省が所管する分野における認定個人情報保護団体の認定等に関する指針

第１　目的

この指針は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）及び個人情報の保護に関する基本方針（平成16年４月２日閣議決定）を踏まえ、文部科学省が所管する分野及び法第49条第１項ただし書により指定を受けた分野における認定個人情報保護団体に係る認定等に関し、その手続等を明らかにすることにより、当該分野において活動を行う民間団体による個人情報の保護を推進することを目的とする。

第２　認定の申請

認定個人情報保護団体の認定を受けようとする者が、法第37条第２項及び令第９条第１項に基づいて申請する場合は、別添様式１により受け付けるものとする。

第３　認定の審査の内容

法第37条の認定に当たっては、前条の認定の申請が次の各号のいずれにも適合していることを確認するものとする。

一　法第37条第１項第１号に規定する苦情の処理の実施の方法を記載した規則において、次に掲げる事項が含まれていること。

ア　苦情処理の目的

イ　苦情処理の実施体制

ウ　苦情処理組織の責務

エ　苦情処理結果等の記録及び保存並びに集計結果の公表に関する事項（集計結果の公表に当たっては、別添様式２により受け付けるものとする。）

オ　人材育成のための研修等に関する事項

カ　取り扱う苦情の範囲

キ　苦情処理の受付窓口に関する事項

ク　苦情処理に係る手続に関する事項

二　法第43条第１項に規定する個人情報保護指針を作成している場合にあっては、文部科学省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成24年文部科学省告示第62号）に準拠した指針が定められていること、申請の段階で個人情報保護指針を作成していない場合にあっては、当該指針を作成するための具体的な計画が定められていること。

三　令第９条第２項第４号に掲げる認定の申請に係る業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力を有することを明らかにする書類において、次に掲げる事項が明らかにされていること。

ア　苦情処理及び対象事業者に対する情報提供等を行うための組織が存在すること。

イ　苦情処理及び対象事業者に対する情報提供を行うために必要かつ適切な人員等を整備していること。

ウ　苦情処理について公正な第三者の意見を踏まえることができる体制を整備していること。